

## 第2号議案

### 会計規程の変更について (案)

1. 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第28条の51及び広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「省令」という。）第2条第2項の規定に基づき、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し、それぞれについて勘定を設けて経理する必要があることなどから、会計規程（別紙1）を変更する。

（区分経理を行う業務）

- ・ 広域系統整備交付金交付業務
- ・ 法第28条の40第2項の規定に基づき行う業務（災害等扶助交付金交付業務）
- ・ 前2号に掲げる業務以外の業務

2. 1. の会計規程の変更について、理事会にて決議された後、省令第16条2項後段の規定に基づき、別紙2により経済産業大臣に対し、承認申請を行う。

以 上

#### 【添付資料】

別紙1：会計規程変更案 新旧対照表

別紙2：会計規程変更承認申請書

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>会計規程</p> <p><b>第1章 総則</b> (勘定区分)</p> <p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、経理するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>第3章 予算及び資金</b> (予算等の実施計画)</p> <p>第9条 本機関は、<u>法第28条の48</u>の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。</p> <p>(予算の流用)</p> <p>第12条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、<u>理事長の承認</u>を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、これらの経費の間若しくは他の経費との間に相互に流用し、又はこれに予備費を使用するときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b>第9章 決算</b> (合計残高試算表及び債務負担行為報告書)</p> <p>第38条 本機関は、合計残高試算表及び債務負担行為報告書については四半期ごとに作成し、省令第11条の規定により、各四半期経過後1か月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>(財務諸表等)</p> <p>第40条 本機関は、<u>法第28条の49第1号</u>による財務諸表等は、当該年度の終了後3か月以内に、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: right;">令和 年 月 日変更</p> <p>会計規程</p> <p><b>第1章 総則</b> (勘定区分)</p> <p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、<u>法第28条の51及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。</u></p> <p>(1) <u>広域系統整備交付金交付業務</u></p> <p>(2) <u>法第28条の40第2項の規定に基づき行う業務 (災害等扶助交付金交付業務をいう。)</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる業務以外の業務</u></p> <p>2 <u>前項の規定により区分して経理する場合において、経理をすべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理をすべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理をすることが困難なときは、当該事項については、あらかじめ経済産業大臣に提出する基準に従って、事業年度の期間中一括して経理をし、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理する。</u></p> <p><b>第3章 予算及び資金</b> (予算等の実施計画)</p> <p>第9条 本機関は、<u>法第28条の49</u>の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。</p> <p>(予算の流用)</p> <p>第12条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、<u>理事会の決議</u>を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、これらの経費の間若しくは他の経費との間に相互に流用し、又はこれに予備費を使用するときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b>第9章 決算</b> (合計残高試算表及び債務負担行為報告書)</p> <p>第38条 本機関は、合計残高試算表及び債務負担行為報告書については四半期ごとに作成し、省令第11条の規定により、各四半期経過後1か月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内にこれらの文書により報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告をしなければならない。</u></p> <p>(財務諸表等)</p> <p>第40条 本機関は、<u>法第28条の50第1項</u>の規定により、<u>事業年度の開始の日から3か月以内に、前事業年度の財務諸表等を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>本機関は、第1項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表等を本機関の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。</u></p> <p>附則 (令和 年 月 日) <u>この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日から施行する。</u></p>

会計規程変更承認申請書

広域総第2021-●号  
2021年6月●●日

経済産業大臣 殿

電力広域的運営推進機関  
理事長 大山 力  
住所 東京都江東区豊洲6-2-15

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号）第16条第2項後段の規定に基づき、会計規程の変更承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1 変更しようとする内容  
別紙のとおり

2 変更しようとする年月日  
経済産業大臣の承認を受けた日

3 変更しようとする理由

電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の51及び広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号）第2条第2項の規定に基づき、広域系統整備交付金交付業務等の業務に係る経理をそれぞれ区分し、それぞれについて勘定を設けて経理する必要があることなどから変更するもの。

以上

会計規程変更案 新旧対照表

(別紙)

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>会計規程</p> <p><b>第1章 総則</b> (勘定区分)</p> <p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、経理するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>第3章 予算及び資金</b> (予算等の実施計画)</p> <p>第9条 本機関は、<u>法第28条の48</u>の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。</p> <p>(予算の流用)</p> <p>第12条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、<u>理事長の承認</u>を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、これらの経費の間若しくは他の経費との間に相互に流用し、又はこれに予備費を使用するときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b>第9章 決算</b> (合計残高試算表及び債務負担行為報告書)</p> <p>第38条 本機関は、合計残高試算表及び債務負担行為報告書については四半期ごとに作成し、<u>省令第11条</u>の規定により、各四半期経過後1か月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>(財務諸表等)</p> <p>第40条 本機関は、<u>法第28条の49第1号</u>による財務諸表等は、当該年度の終了後3か月以内に、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: right;">令和 年 月 日変更</p> <p>会計規程</p> <p><b>第1章 総則</b> (勘定区分)</p> <p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、<u>法第28条の51及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。</u></p> <p>(1) <u>広域系統整備交付金交付業務</u></p> <p>(2) <u>法第28条の40第2項の規定に基づき行う業務 (災害等扶助交付金交付業務をいう。)</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる業務以外の業務</u></p> <p>2 <u>前項の規定により区分して経理する場合において、経理をすべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理をすべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理をすることが困難なときは、当該事項については、あらかじめ経済産業大臣に提出する基準に従って、事業年度の期間中一括して経理をし、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理する。</u></p> <p><b>第3章 予算及び資金</b> (予算等の実施計画)</p> <p>第9条 本機関は、<u>法第28条の49</u>の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。</p> <p>(予算の流用)</p> <p>第12条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、<u>理事会の決議</u>を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、これらの経費の間若しくは他の経費との間に相互に流用し、又はこれに予備費を使用するときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><b>第9章 決算</b> (合計残高試算表及び債務負担行為報告書)</p> <p>第38条 本機関は、合計残高試算表及び債務負担行為報告書については四半期ごとに作成し、<u>省令第11条</u>の規定により、各四半期経過後1か月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内にこれらの文書により報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告をしなければならない。</u></p> <p>(財務諸表等)</p> <p>第40条 本機関は、<u>法第28条の50第1項</u>の規定により、<u>事業年度の開始の日から3か月以内に、前事業年度の財務諸表等を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>本機関は、第1項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表等を本機関の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。</u></p> <p>附則 (令和 年 月 日) <u>この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日から施行する。</u></p>